

# 出版物販売委託契約書

書名 ○○○○○○○○○○

著者名 ○○○○

上記著作物の出版販売につき、○○○○○（以下「甲」という）と株式会社△△△△（以下「乙」という）は、下記のとおり合意した。

## 第1条（販売委託）

甲は乙に対し上記著作物の領布業務を委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（流通手続きの義務）

前条領布業務をなすにあたり、乙は上記著作物を一般書店への流通が可能なように諸手続きを行う義務を負う。

## 第3条（著作権・出版権・所有権）

上記著作物の著作権及び出版権並びに所有権は甲が所有するものとする。ただし甲は、契約期間中は発行・発売元の変更を行わない。

## 第4条（権利侵害）

甲は乙に上記著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを確認する。

2 上記著作物に著作権侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその全ての責を負う。

## 第5条（支払金額の算定）

乙は甲に、実売部数に応じて上記著作物の定価の50%に相当する金額を支払う。実売部数とは、当該月の出荷数から返品数を差し引いた数とする。

## 第6条（手数料・在庫管理料等）

出版取次からの返品に伴う手数料は、それぞれ1冊につき定価の7%相当額とし、甲は乙にこれを支払う。

2 甲は乙に対して、在庫管理料（倉庫代を含む）として、毎月25日現在の在庫数を元に1冊当たり3円を支払う。

3 甲の依頼により、上記著作物を甲の指定の場所に送付する場合は、送料実費に加え梱包送料（ダンボール箱代等を含む）として、1個につき300円を加算して支払う。

4 乙が甲の依頼により新聞社等へ書評依頼用献本等を送付する場合、1箇所につき送料実費に梱包手数料として200円を加算した金額を甲は乙に支払う。

5 上記著作物の在庫管理料等の滞納が6ヶ月間を超えた場合、乙は甲の承諾なく在庫の処分を行えるものとする。

## 第7条（売上報告）

乙は甲に、上記著作物の新刊発行後6ヶ月間は毎月の売上げ状況を翌月10日までに報告する。その後は年4回（3月、6月、9月、12月）までの四半期ごとの売上げ状況を翌月10日までに報告する。

## 第8条（支払時期）

乙は甲に、初版発行後7ヶ月目の末日に6ヶ月目までの第5条に相当する金額より30%を支払補留分として控除の上支払う。その後は第7条の報告に基づき各翌月末までに前回控除の支払保留分加算の上、30%を支払い保留として控除の上支払う。なお送金手数料は甲の負担とする。

2 上記著作物の売上金の当月支払い金額が1万円に満たない場合、次回支払い月に繰り越すものとする。

3 返品状況を勘案して、今後の返品が出荷を上回ると予測される場合には乙は甲に報告の上、支払いを保留することが出来る。

**第9条**（契約の有効期間）

本契約の有効期間を締結より2年間とする。その後は甲並びに乙から文章による通告がない限り、1年ごとに自動延長するものとする。

**第10条**（特段の定めがない事項）

本契約書に特段の定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の確認事項を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

0000年0月0日

**甲（出版物販売委託者）**

○○○○○（氏名） ⑩

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（住所）

**乙（出版物販売受託者）**

株式会社△△△△ 代表取締役○○○○○ ⑩

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○